

平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます

◆軽減の対象者は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者(例：倒産・解雇などによる離職) (注)
- (2) 雇用保険の特定理由離職者(例：雇止めなどによる離職) (注)

として求職者給付(基本手当給)を受ける方。

(注) ハローワークから交付される雇用保険受給資格者証の離職理由が、11・12・21・22・31・32・23・33・34に該当される方。

※ 高年齢受給資格者(65歳到達日以後に離職された方) および特別受給資格者(季節的に雇用されるまたは短期の雇用に就くことを常態とする方) は対象となりません。

※ 現在任意継続健康保険に加入中の方が国民健康保険に加入した場合でも、軽減の対象者に該当する場合は軽減を受けることができます。

◆軽減の額は？

・ 国民健康保険の税額は、前年の所得などにより算定しますが、軽減の対象者については、前年の給与所得を30/100とみなして計算します。

◆軽減の期間は？

・ 離職日の翌日から翌年度末までの期間です。
・ 届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

・ 国民健康保険の資格を喪失すると軽減も終了します。
・ 平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職された方については、平成22年度の国民健康保険税のみ軽減となります。

◆手続きは？

・ 雇用保険受給資格証と印鑑を持参し、保険年金課または各支所市民窓口にて申請してください。

【問合せ】保険年金課(内線140)

情報公開・個人情報保護制度

この制度は、個人の知る権利を尊重し、個人の権利利益の保護を図るために、市の保有する情報の公開を請求する権利、個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするものです。

笠間市では、合併当初から条例を制定し、情報公開、個人情報の保護に努めてきました。また、平成18年10月には情報公開条例を改正し、市政の透明性を高め、開かれた市政による公正で民主的なまちづくりを目指しています。

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの制度の運用状況は次のとおりです。

○情報公開条例に基づく公開請求に対する公開：23件

○条例に基づく審議会等の会議の公開：27件
※市長交際費については、市のホームページで公開しています。

なお、個人情報保護条例に基づく開示請求に対する公開が40件あり、訂正・削除・利用中止請求はありませんでした。

【問合せ】総務課(内線208)

創業300年の歴史ある
畳屋で修業してきました



畳工房ニタイラ H22年1月
オープン!!

- ・畳表替え……………3,900円～
- ・襖張替え……………2,800円～
- ・障子張替え(大) 1,780円～
- ・アミ戸張替え(大) 2,100円～

暖かくなってきました。
虫の出る季節です。

見積り無料

アミ戸の張り替えはいかがですか?

すべて国産品!!
変わった表も多数
取り揃えております。

10%OFF

笠間市小原1216 TEL.0296-77-7845